



特集1 行政との連携について

挙げられました。

上記日常家事債務の規定の適用の可否については、保育料債権が公債権であるのに対し、日常家事債務の規定（民法761条）は私法上のものであることなどから、自治体債権管理研究会として適用はないものとして取り扱うべきであると考えていること、保育所との連携については、保育士の業務量の多さや、保護者との信頼関係の維持に十分配慮しなければならないものの、園長が催告書を手渡す、園長同席で面談を実施することなど保育所から滞納者に対して直接納付を呼びかけてもらうことが効果的であるとの説明がありました。

報告後、司会者から、マニュアルの活用方法、分割納付計画書を納付義務者の配偶者が作成する場合の対処方法について質問があり、山本大輔弁護士から、マニュアルに記載すべき事項として、多くのトラブル事例と対処方法（専門部署に委託する事例も含め）を具体的に記載すること、納付義務者の配偶者が分割納付計画書を作成する場合、別途委任状の提出を受ける（夫婦で話し合うきっかけになる）などの説明がありました。

4) 市営住宅家賃について



▲森田 博弁護士

森田博弁護士（行政問題委員会）から、市営住宅家賃の性質、A市の未収金の状況、A市の未収金の原因と課題、指摘事項、改善点について報告がありました。

市営受託家賃の性質については、昭和59年の最高裁判所の判断に基づき、本マニュアルが私債権と位置づけていること、未収金の原因と課題として、老朽化に伴う建替え及び負担調整期間経過（公営住宅法43条による激変緩和措置5年経過後）、滞納整理要領の形骸化が挙げられました。

また、指摘事項、改善点として、債権管理については、①単純保証から連帯保証へ、②納付書発行から口座振替への移行、③家賃改定事実の保証人への通知、④減免制度（公営住宅法16条）の周知徹底、⑤自治体法律相談や弁護士会などへの紹介による多重債務者問題の解決、債権回収については、①滞納後迅速な督促状送付、②滞納後速やかな保証人への通知、③分割納付誓約書及び納付計画書の位置づけ強化、④訴訟を含めた明渡請求などを行う判断基準、実施時期の明確化が挙げられました。

殊に、分割納付誓約書については、例えば分割納付誓約の履行期を2回以上経過した場合には、訴訟提起する旨記載するなど最終通告としての性格をもたせることを検討すべきこと、訴訟を含めた明渡請求などを行う時期、判断基準を個々の担当が行うには負担が大きく、担当が変わると従来と異なる運用を行う恐れがあるとの説明がありました。

報告後、司会者から、入居者本人への督促なしに保証人に請求することは実務上強い抵抗が予想されるなど困難ではないかの質問があり、森田博弁護士から、確かに入居者本人の支払意思の確認や資力確認などをしないでいきなり保証人への請求をすることは適当ではないと思うが、他方で、滞納が発生していたにもかかわらず保証人への通知などを適宜行わない場合、保証人に対する保証責任の追及が権利濫用とされる恐れがあることには注意が必要であること、保証人への請求により、保証人が滞納者に納付を促すといった効果も期待できること等の説明がありました。

8) 出版社の側から出版の経緯

本マニュアル出版社である第一法規株式会社坂倉秀雄編集部長から、出版の経緯についてお話いただきました。

ここ数年、包括外部監査を採用している多くの自治体で債権管理を監査テーマとして採用していることなどを背景として、私債権の回収に関する

文献の問い合わせが多数あり、第一法規としても出版しようと考えていたなかで、今回大阪弁護士会から本マニュアルを出版できないかとの話があったこと、本マニュアルが個別具体的な問題点について、A市との協議を重ねピンポイントに解説されており、無駄のない整理された本になっていると紹介されました。また、本マニュアルは、**全国自治体の半数程度が購入されている**とのことでした。

もっとも、本マニュアルが取り上げている債権が6債権にとどまっていること、難解な用語の問題もあることから、今後自治体の現場の皆様のご要望にこたえるため、出版などを通じて大阪弁護士会を側面支援していきたいとお話されました。

なお、出版報告会当日、第一法規に本マニュアルの出版ブースを設置していただき、多数購入いただきました。

4 自治体職員へのアンケート調査のご紹介

村上亮弁護士（行政問題委員会）及び大林良寛弁護士（行政問題委員会）から、本報告書及び本マニュアルの利用状況に関するアンケートの集計結果が報告されました。

アンケート実施期間が短かったこともあり、アンケート回収数が少なかったものの、本報告書及び本マニュアルの感想として、担当課の債権管理回収上の問題点について、「よく理解できた」、「どちらかという理解できた」のいずれかの回答であったこと、内容に関する意見として、「初めて債権回収業務を担当することになったが、基礎知識、課題、改善方法等がまとめられておりとても

参考になった（水洗便所改善工事資金貸付金）」など普段の業務に役立つ知識、情報を得ることができたとの回答が多数であったとのことでした。

5 意見交換

出版報告会後半では、参加自治体職員との間で意見交換を行いました。

予定時刻も残り少ないなか、参加自治体職員から、国民健康保険料における滞納保険料の一部納付を受けた場合に現年度からではなく過年度から充当すべきではないのか、保育所保育料における督促状を児童のかばんに入れる場合の問題点、同じく保育所保育料において日常家事債務の適用がないとすると納付義務者の配偶者と交渉しても意味がなくなってしまい実務にそぐわない、市営住宅家賃において支払督促を申し立てる場合の相手方は誰かなど、多くの意見、質問があり、予定時刻を大幅に過ぎるまで活発な議論が交わされました。

6 その他

(1) メールによる質問受付方法のご説明

意見交換後、司会者から、時間的制約や回答者の準備不足により、十分意を尽くした対応のできない質問もあると思われるとして、参加自治体職員の皆様を対象とした電子メールを利用した質問受付方法について説明がありました。

(2) 地域司法計画・行政連携お品書きについてのご案内

小谷寛子大阪弁護士会地域司法計画PT座長から、市民生活が直面している諸問題を解決するためには市民に一番距離が近い行政の果たす





特集1 行政との連携について

役割が重要となってきたおり、行政の現場では様々な法的支援が課題になっていることから、弁護士会と行政の連携が必要であること、大阪弁護士会の取り組みとして「行政連携のお品書き」の紹介がありました。

7 最後に

出版報告会は、松本岳大阪弁護士会副会長（大阪弁護士会行政連携推進 PT 座長）から、アンケート調査への協力依頼とともに閉会の挨拶があり、閉会となりました。

なお、上記アンケート調査に対し、自治体 11 団体、担当課室別では 13 課室から回答が寄せられました。出版報告会について、「自治体の債権管理の実態を把握された上で解説をしていただきましたが、解説の内容が具体的であったため、非常にわかりやすかったです。」など、ほとんどの自治体から有意義であったとの感想をいただきました。

「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」 上梓のご報告

行政問題委員会 副委員長 八木 正雄

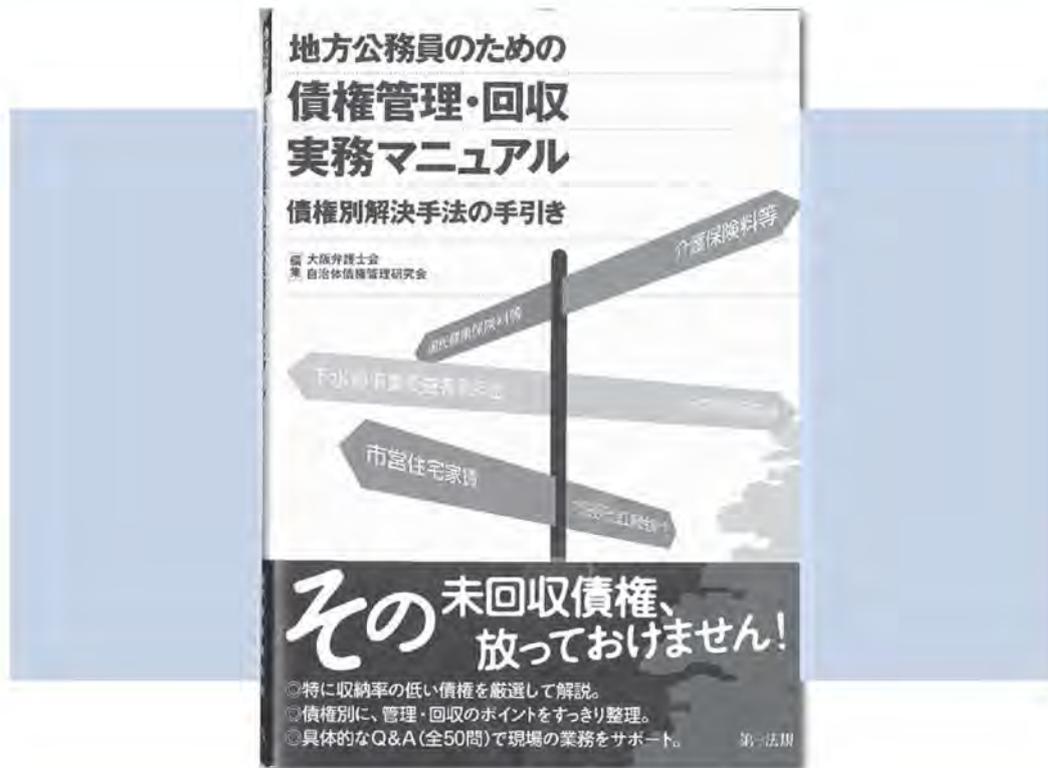
平成 22 年 11 月、第一法規より「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」を上梓致しましたのでご報告致します。

弁護士業務改革委員会と行政問題委員会では、平成 18 年から、大阪府下の各自治体との連携の一環として、自治体が住民に対して有する様々な債権をめぐる問題についての懇談会や事例検討会を行ってきました。このような問題については自治体職員の方々も研修で教わることがなく、我々弁護士も類書が乏しい状態で直ち的確な回答を示すことができず、大勢の弁護士が様々に議論してようやく回答を得るといった試行錯誤の状態が続きました。そうした中で分かってきたのは、中小規模の自治体が住民に対して有する債権をめぐる問題については、自治体職員の方々も法的な疑問や対応策に日々頭を悩ませているものの、適切に対処するだけの人員や知識が不足しており、かといって外部に委託するには予

算が乏しく難しいという現実でした。そうした中、平成 20 年のことですが、自主的改革に熱意と関心を持つ府下の A 市から当会に対し、同市の住民に対する 6 分野の債権（国民健康保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金、保育所保育料、市営住宅家賃及び水洗便所改造工事資金貸付金）の管理と回収について、現状と問題点を洗い出し、今後市の業務をどのように改めていけば良いかに関する「市債権管理報告書」を作成してほしいとのご提案を頂きました。これらの債権は、個々の債権額は決して大きくないものの、市民に対して大量かつ反復的に生じており、管理・回収を適切に行わなければ消滅時効にかかるおそれがあること、効果的な回収ができなければ住民相互の不公平感を招くおそれがあることなど、共通した課題のあるものです。そこで、これまで自治体との懇談会に関わってきた有志の弁護士合計 17 名が中心となって、任意団体であ

た。また、自治体職員向け「報告会」や「セミナー」、自治体債権メール相談事業については 13 課室から、ゼミ方式の共同事例検討会については 12 課室から、債権所管課の業務にとって有益であるとの回答をいただきました。出版報告会参加後の弁護士会・弁護士に対する意識については、「それまでは、正直なところ、なかなか近づきにくい、というイメージでしたが、気軽に相談が出来る身近な存在、という風にイメージが変わりました。」「行政との連携状況が思いのほか多岐にわたっているのに驚いた。行政は法に基づいて業務を遂行するものであり、弁護士会との協働は今後も推進していくべきと感じた。」などの回答をいただきました。

大阪弁護士会又はその所属委員会において、出版報告会開催の経験を活かし、上記自治体からの要望を積極的に受け入れ、行政との連携に取り組んでいきたいと考えております。



る「自治体債権管理研究会」を組織して報告書作成を受託し、外部監査の手法を参考に制度概要・根拠法令・未収の原因と課題等に関する事前ヒアリングを実施し、関係ファイルを実査し債権管理回収の事情に関する現地調査を実施するなどして、月1回から2回のペースで問題点と改善事項の検討会を行い、平成21年4月から1年間で合計18回もの現地調査や打合せを経て報告書を作成しました。

今回ご紹介する本書は、その際の報告書をベースに他の自治体でも使えるよう若干の加筆修正を加えたものです。その内容は、中小自治体の職員の方々が自らの手で債権の管理回収ができるように実効性を高めることを目指した「**債権別実務マニュアル**」であり、対象債権を所管する職員から提出された日頃直面する疑問点について「**相談事例と対処法(Q&A)**」の形で分かりやすく解説しています。ただ、単に債権回収の額や率を上げればそれでよしとするのではなく、債務を支払えない住民に対してはその

生活を再建する途を考えるとともに、支払う資力があるのに支払わない住民に対しては毅然とした態度で臨むことを旨としており、債権管理回収に関する法令遵守のあるべき姿と住民の福祉・生活再建の視点も提示しています。また、未収債権の発生を予防し、債権回収を効率的に行うには、下流にあたる「回収」だけを問題としていては不十分であるとの視点に立ち、上流にあたる債権の「管理」も取り上げて論じています。

本書の出版報告会参加自治体に配布したアンケートの結果によると、いくつかの自治体から研修やメール相談事業、事例検討会の開催希望が寄せられるなどしており、本書がまさに債権回収にあたる自治体職員の方々から待ち望まれていたものであることを実感しました。本書は、タイトルどおり本来は債権の管理・回収にあたる自治体職員の方々に向けられたものですが、類書の比較的少ない分野でもありますので、会員の方々にもぜひ一読頂ければ幸いです。